

自家用有償旅客運送に係る一部利用者制限の解除について

1 対象路線

米田ふれあい線

2 解除する利用制限の内容

米田ふれあい会館～加東市役所間においては、高齢者等路線バスへの乗継が困難な者の利用を基本とする制限を解除する。

3 解除する理由

当該利用制限区間が神姫バス社三田線の運行ルートと重複していたことにより、路線バスの利用を促進する目的から、2のとおり利用制限を設けていたが、令和5年4月1日から社三田線のルートが一部変更されたことで、運行ルートの重複が解消されたため、当該利用制限を解除する。

4 停留所の位置及びルート

別紙のとおり

路線図(米田ふれあい線)

